

地方公共団体から寄せられた主な共通課題とその対応 ～ 当該ストックの活用等による地域活性化 ～

建物等の活用

- ・ 空き店舗対策等のソフト面での充実・強化してほしい。
- ・ 歴史的建築物の空き家活用による都市型成長産業、起業の促進・円滑化等を支援してほしい。
- ・ 歴史的建造物の活用によるまちなか定住を促進したい。
- ・ 使われながら残すための助成制度の充実してほしい（内部改修含めた建物全体への補助適用）。
- ・ 歴史的地区内の老朽住宅の除却を支援してほしい。



- ・ 別添（ 3 ） の補助制度を用意。
（最近の動きの例）
- ・ 平成 1 5 年度より、まちづくり総合支援事業において、空き店舗や歴史的建造物などの既存建造物を活用した施設整備（地域交流センター等の一定の施設が対象）を補助対象に追加。
- ・ 町家等について、改修モデル住宅として展示するための改修費等に対して補助を実施。

河川などの活用

- ・ 歴史的地区において水辺空間を活用したい。



- ・ 別添（ 3 ） のとおり。

公園緑地制度の活用による歴史的たたずまいの保全

- ・ 歴史的な環境を保全するため、歴史的建造物とその周辺の緑の一体的な整備・保全策を用意してほしい。



- ・ 別添（ 3 ） のとおり対応しているところ。今後、実態の把握を行い、より一層の保全を図れるよう、必要に応じて、制度改正を検討。

観光交流等の総合的な推進

- ・ 地域の歴史的ストックを利用した滞在型観光や地区計画等を組み合わせた総合的なまちづくりを推進したい。
- ・ 歴史的建造物等を巡る町中観光や生活文化体験型観光を進めたい。



- ・ 別添（ 3 ） のとおり。
（最近の動き）
- ・ 平成 1 5 年度より、観光交流空間づくりモデル事業を創設。

地域文化財・歴史的遺産活用事業

- ・地方指定文化財等や歴史的建造物・街並みの保存、修復及び周辺整備などの地方単独事業について、別添（３） のとおり、事業手法を用意。

専門家派遣、NPOとの協働等

- ・伝統的家屋の保存修理等を行う職人の技術養成をしてほしい。
- ・行政職員や地域住民に対する助言・指導（専門家派遣）をしてほしい。
- ・空き家含めた歴史的建造物の維持管理や流通の媒体となるNPO等の組織を育成・支援したい。



- ・別添（３） のとおり。

（最近の動き）

- ・土地所有者、まちづくりNPO等による都市計画の提案制度を都市計画法の改正により導入（平成15年1月施行）。